

新型コロナウイルス感染症に係る市主催の集会等の取扱いについて

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日変更）及び県の方針に基づき、引き続き、感染リスクの低減に取り組んでいく必要があることから、市民等及び職員の安心・安全を確保するため、4月末日まで市主催の集会等の取扱いについては、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

1. 集会等の取扱い

感染防止策を講じたうえで次により開催すること。

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されていないもの
	5,000 人以下	5,001 人 ～10,000 人	10,000 人超	
・ 大声なし (注 1)	収容定員 ※空席を設ける必要はない。	5,000 人 ※「感染防止安全計画書」を県に提出した場合、収容定員まで可。	50 %	十分な人と人との 間隔を確保 (できるだけ 2m、最低 1m) (注 2) ※大声ありで、人と人との 間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に判断。
・ 大声あり (注 1)	50 %			

(注1) 大声（観客等が通常より大きな声で、反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」、それ以外を「大声なし」と分類する。

(注2) 収容定員が設定されていないイベント等で大声なしに分類されるものについて、人と人との距離を確保できる程度の間隔で開催したい場合は、「感染防止安全計画書」を県に提出すること。

- ※1 「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用 100%」等を行うことを含め、「三つの密」を避けること。入退場時など人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら行うこと。
- ※2 検温の実施、有症状者の出演・練習の制限、参加者の把握、大声を出させない対応。
- ※3 本市が共催、後援等を行う集会についても主催者等に同様の要請をするものとする。
- ※4 市以外の団体・個人が主催する集会についても同様の取扱いとなるよう協力を求めるため、広く周知を図るものとする。

2. 職員の出張

- ①出張命令については、訪問先の感染状況を踏まえて判断し、できるだけ3回目のワクチン接種後、2週間以上経過した職員に行うこと。
- ②移動時や出張先での不織布マスクの着用等を徹底するとともに、感染防止対策がとられていない店舗の利用や三密の場を避けるなど最大限の注意を払うこと。

※ 今後も、感染の状況や国・県の対策等を見ながら、対応を検討するものとする。